

## 令和7年度 輪之内町第3子以降の学校給食費無償化制度について

多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、下記要点に該当する第3子以降の義務教育期間における学校給食費について令和7年4月から令和8年3月分を無償化します。

### 無償化の対象となる要件

令和7年度は、以下の①から④を全て満たしている保護者が対象となります。

なお、無償化となるのは扶養している子のうち、年齢が上から数えて第3番目以降の子の学校給食費となります。

- ① 保護者が子を3人以上扶養しており、かつその扶養している子は、本町が設置している学校で学校給食の提供を受けている。
- ② 保護者が扶養している子と生計を一にしている。
- ③ 生活保護・就学援助制度等で学校給食費の支援を受けていない。
- ④ 学校給食費の滞納がない。(完納後に申請をお願いします。)

### 無償化の対象となる児童生徒の例

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	中学3年生	中学1年生	小学5年生	小学3年生	小学生5年生 小学生3年生
例2	小学6年生	小学4年生	小学生2年生		小学生2年生
例3	高校1年生	中学2年生	小学生6年生		該当なし

### 申請方法

- ① 「輪之内町第3子以降学校給食費減免申請書」(ホームページからダウンロードすることができます。)に、記入例を参考に必要事項を記入してください。学年は、**令和7年4月時点の学年**をご記入ください。新小学一年生の児童も含めてご記入ください。

### 令和7年4月から無償化の適用を受ける場合

指定する当初申請期限までに、申請書を教育委員会に直接郵送又は持参してください。

令和7年3月28日(金)まで

## 年度途中の申請について

○当初申請期限（令和7年3月28日）以降に申請書を提出する場合は、決定通知日の翌月の給食費より無償化の対象となります。

以下の例に当てはまる場合は、要件を満たせば無償化の対象となる可能性があります。

- 例
- ・ 町外から転入してきた
  - ・ 扶養する子が増えた
  - ・ 生活保護・就学援助制度等の適用を受けられなくなった

## 決定通知

審査の結果を記載した決定通知書は、学校を通してお知らせします。

○当初申請分：令和7年4月末

## 世帯の状況に変更が生じた場合

決定通知後、世帯の状況に変更が生じた場合は、速やかに輪之内町学校給食費減免状況変更届（ホームページからダウンロードすることができます。）をご提出ください。

（変更内容によっては、無償化を取り消すことがあります。）

- 例
- ・ 扶養している子の人数に変更があった場合
  - ・ 生活保護・就学援助制度等の適用を受けることとなった場合
- その他、ご不明点等があれば、下記教育委員会までご連絡ください。

お問い合わせ先・提出先 輪之内町教育委員会	
電話番号	(0584) 69-4500
F A X	(0584) 69-4592